

参考様式第 29 及び参考様式第 32 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D23 - 12 - 4										
要綱上の事業名称	(22) 避難誘導施設整備事業										
細要素事業名	細浦地区避難路整備事業										
全体事業費	32,049 千円										
<p>【事業概要】</p> <p>細浦地区では、岩手県による海岸保全施設整備事業として、防潮堤の整備が進められている。防潮堤の陸側の港外側には陸側乗越部（階段）が設置され、防潮堤の上などに避難できるようになっている。</p> <p>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東日本大震災クラス）が到達した場合、2 m以上の深さで浸水することが予想されており、防潮堤によるせり上がりで到達水位は約 10mとなり、防潮堤（7.5 m）を越流する。</p> <p>避難にあたっては、浸水が想定されない陸側内へ到達することが第一目標となるが、多重防御による津波防災・減災対策の考え方にに基づき、この陸側乗越部からさらに安全な高台に短時間で避難するハード整備が望まれるところである。</p> <p>よって、漁業従事者や養殖漁業の手伝い人、釣り客などの漁港利用者をはじめ、船河原方面から来る避難者が確実に安全な高台へと短時間で避難できるよう、陸側乗越部から高台へ避難通路（階段）を整備しようとするものである。</p> <p>なお、防潮堤の山付部は、がけ地となっており、避難通路を新設する。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>防災集団移転促進事業により住まい再建を果たした本地区において、漁港やその周辺は当該住民の重要な生業の場所である。災害時、その漁港等から安全かつ円滑に高台に避難できる施設整備を図ることは、当該住民を含む避難者が迅速かつ安全に避難を行うことにより、安全な街づくりに寄与するものであり、基幹事業の効果を促進することが認められる。</p> <p>【事業内容】</p> <p>階段工：L = 25m 手すり（両側） L = 50m 階段部分を含む避難場所 A = 410 m²（面積については別途協議）</p> <p>【全体事業費】</p> <p>32,049 千円</p> <p>【経費の内訳】</p> <p><令和 2 年度></p> <table border="0"> <tr> <td>測量設計費</td> <td>9,999 千円</td> <td>⇒ ※ 今回申請分</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>2,050 千円</td> <td>※費用算定のうえ別途協議予定</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>20,000 千円</td> <td>※測量・設計のうえ別途協議予定</td> </tr> </table>			測量設計費	9,999 千円	⇒ ※ 今回申請分	用地費	2,050 千円	※費用算定のうえ別途協議予定	工事費	20,000 千円	※測量・設計のうえ別途協議予定
測量設計費	9,999 千円	⇒ ※ 今回申請分									
用地費	2,050 千円	※費用算定のうえ別途協議予定									
工事費	20,000 千円	※測量・設計のうえ別途協議予定									

参考様式第 29 及び参考様式第 32 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D - 23 - 17 - 4														
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業														
細要素事業名	赤崎地区コミュニティ広場整備事業（中赤崎地区スポーツ交流ゾーン整備事業）														
全体事業費	437,591 千円														
<p>【事業概要】</p> <p>本地区は、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業により、従前のコミュニティが分散し、震災前に盛んであった祭りやスポーツイベントをはじめとする地域行事などの活動が低調となっている。</p> <p>よって、これらの高台移転者や地域住民が普段から気軽に集まり、地区全体のコミュニケーションや交流が生まれる場を創出するため、ガレキ撤去や敷均しなどを行い、コミュニティ広場(中赤崎地区スポーツ交流ゾーン)を整備する。整備にあたっては、都市計画決定をしたうえで住区レベルを超える広場として位置づけ、中赤崎地区のみならず、近隣地区や市全域を対象として利用するものとし、事業区域内で不要となる市道を廃止するなどして敷均しなどを行う。</p> <p>整備箇所の選定にあたっては、従前コミュニティや地区、近隣地区及び市全体の交流につなげる観点から、高台移転した住民と移転しなかった住民が共に利用しやすく、自家用車だけでなく、三陸鉄道での来訪が可能で、また、周辺の港湾用地で働く人や小中学校の児童生徒の利用に配慮するとともに、防集移転元地がまとまっている場所で、さらに事業区域外の防集移転元地との交換により土地を集約するなどして土地の有効活用を図り、整備費用の抑制につながることを勘案している。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>本広場整備は、防災集団移転など集落の分散形成に伴うコミュニティ活動の低調化に鑑み、地区住民同士、及び地区内外の住民が交流する場を創出することによりその再生につなげようとするものであり、地元復興推進組織との協働検討や住民懇談会を経て地域合意に至り、土地利用計画に位置付けている。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 鉄工所の建物（軽量鉄骨造平屋建）ほかの移転補償</p> <p>(2) 用地 40,312 m²（クレイ舗装 14,400 m²、砂利舗装 22,825 m² ほか）の整備</p> <p>【全体事業費】</p> <p>437,591 千円</p> <p>【経費の内訳】</p> <p><令和元年度> ※内訳は別紙のとおり</p> <table border="0"> <tr> <td>物件移転補償調査費</td> <td>1,397 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量・設計費</td> <td>23,496 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>52,144 千円</td> <td></td> </tr> </table> <p><令和2年度></p> <table border="0"> <tr> <td>物件移転補償費</td> <td>53,713 千円</td> <td rowspan="2">} ※今回申請分</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>306,841 千円</td> </tr> </table>		物件移転補償調査費	1,397 千円		測量・設計費	23,496 千円		用地費	52,144 千円		物件移転補償費	53,713 千円	} ※今回申請分	工事費	306,841 千円
物件移転補償調査費	1,397 千円														
測量・設計費	23,496 千円														
用地費	52,144 千円														
物件移転補償費	53,713 千円	} ※今回申請分													
工事費	306,841 千円														

参考様式第 29 及び参考様式第 32 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D - 23 - 10 - 1									
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業									
細要素事業名	浦浜地区産業用地整備事業（その 2）									
全体事業費	176,990 千円									
<p>【事業概要】</p> <p>被災地には防災集団移転促進事業による市の買取地と個人などが所有する土地が混在しており、まとまった土地として利用することが困難な状況から、民有地の地権者の協力を得て、比較的広い面積で利用できる区域（一体利用地：浦浜を含む 3 地区 11 区域）を定め、平成 28 年度から事業用途による利用者を募集していた。</p> <p>現在、末崎町小河原地区に整備した産業用地で企業が大規模園芸施設を経営しているが、令和 2 年 1 月、同社が第 2 次展開（産業立地）の意向を示し、一体利用地である浦浜地区 B 区域 約 4.8ha（民有地を含む）の利用について市へ相談が寄せられた。</p> <p>このため、被災跡地を有効に活用して被災者の雇用の場を創出することなどを目的に、B 区域内のガレキ撤去や敷き均しなどを行い、産業用地として整備する。</p> <p>地元の地区公民館及び地権者に対する説明会を実施し、立地を受け入れ、事業者とともに復興まちづくりに取り組んでいくという合意が得られている。</p> <p>（経緯）</p> <p>立地を計画しているのは、復興交付金（効果促進事業：集約まちづくり）を活用して整備した、末崎町小河原地区の産業用地に立地している企業で、産業用地の整備にあたっては、住民懇談会を開催し、地域の合意を得た上で土地利用計画に位置付けている。</p> <p>また、施設整備にあたっては、産地パワーアップ事業を活用しており、大船渡市農業再生協議会が平成 28 年 12 月 27 日に策定した産地パワーアップ計画では、同社が中心的な経営体となっており、作付面積は 3.0ha とされている。小河原地区での作付面積は約 1.5ha であり、今回の第 2 次展開によって計画値を達成する見込みである。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>本事業は、防災集団移転促進事業による移転元地の有効活用につながるるとともに、防集参加者の雇用の場や新たな生業への参入機会を創出するものである。</p> <p>【事業概要】</p> <p>ガレキ撤去、敷き均し</p> <p>事業区域面積 約 4.8ha</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="4">┌</td> <td>市有地：移転元地</td> <td>約 0.5ha</td> </tr> <tr> <td>市有地：小学校跡地</td> <td>約 1.5ha</td> </tr> <tr> <td>市有地：道水路等</td> <td>約 0.3ha</td> </tr> <tr> <td>民有地：</td> <td>約 2.5ha（一般財源により取得予定）</td> </tr> </table> <p>【全体事業費】</p> <p>176,990 千円 ※補助対象は総事業費の 1/2（88,495 千円）以内</p> <p>復興交付金（補助対象の 80%）：70,796 千円</p> <p>市負担額：17,699（補助対象の 20%）＋88,495（補助対象外）＝106,194 千円</p> <p>【経費の内訳】</p> <p><令和 2 年度></p> <p>測量設計費 27,005 千円</p> <p>用地造成費 149,985 千円 ※内訳は別紙のとおり</p> <p>【参考事項】</p> <p>区域内の民有地は全筆を市が一般財源で取得し、ガレキ撤去及び敷き均しを行ったうえで、従来の市有地（防集買取地を含む）と合わせて「大船渡市災害危険区域内における私有財産の貸付け及び譲渡に関する規則」に基づいて企業（使用者）に有償で貸し付ける。</p>		┌	市有地：移転元地	約 0.5ha	市有地：小学校跡地	約 1.5ha	市有地：道水路等	約 0.3ha	民有地：	約 2.5ha（一般財源により取得予定）
┌	市有地：移転元地		約 0.5ha							
	市有地：小学校跡地		約 1.5ha							
	市有地：道水路等		約 0.3ha							
	民有地：	約 2.5ha（一般財源により取得予定）								

参考様式第 29 及び参考様式第 32 の別添 3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D23 -12- 3
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	細浦地区内水排水対策事業
全体事業費	113,375 千円
<p>【事業概要】</p> <p>細浦地区においては、東日本大震災により地盤沈下が生じたことにより、高潮時や大雨時における道路の冠水や、水路の滞留等が恒常的に見られる。</p> <p>当該地区において、防集移転元地とその周辺の民有地の一部について、事業目的等による一体的な利用を公募していたところ、水産加工業者が利用意向を示すなど、地区内で土地活用が進みつつある。</p> <p>しかしながら、大雨時等には水路部分で溢れ出し、隣接の防集移転元地や民有地が冠水するなどしており、土地の円滑な利活用を阻害している状況にある。</p> <p>このことから、内水排水するための事業として、(1)小水路付近でのポンプの排水と、(2)地区全体の嵩上げについて、コスト比較を行ったところ、(2)のほうが安価であり、これを採用して道路や水路の嵩上げを実施する。</p> <p>民有地の嵩上げについては、復興交付金は投入せず、地権者の負担により実施する予定である。</p> <p>なお、本事業では具体的な土地利用の見通しがある土地に隣接した道路 2 本、水路 1 本を改修するものとし、地区南側の道路 1 本、水路 1 本については、復興交付金は活用せずに、土地利用の動向を踏まえたうえで将来的な整備を検討するものとする。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>本件の対象区域は、細浦漁港に程近く、区域北側では複数の水産関連事業所が東日本大震災により被災したものの、いずれの事業所も事業を再開、そのうちの一事業者が当該区域内への事業拡張を検討している。</p> <p>細浦地区の衛生環境を確保し、被災前から操業していた水産関連の事業拡大等に対応可能な基盤整備を行うことで、防集移転元地の有効活用を図るとともに、高台移転した人々の生業の場を確保しようとするものである。</p> <p>【事業規模面積】 約 0.92ha ※道路改修 119m、水路改修 68m</p> <p>【全体事業費】 113,375 千円</p> <p>【経費の内訳】</p> <p>〈令和元年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量・調査設計 30,783 千円 <p>〈令和 2 年度〉 ※今回申請分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 79,992 千円 ・用地補償費 2,600 千円 	

参考様式第 29 及び参考様式第 32 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D23 - 12 - 4							
要綱上の事業名称	(22) 避難誘導施設整備事業							
細要素事業名	細浦地区避難路整備事業							
全体事業費	34,500 千円							
<p>【事業概要】</p> <p>細浦地区では、岩手県による海岸保全施設整備事業として、防潮堤の整備が進められている。防潮堤の陸側の港外側には陸側乗越部（階段）が設置され、防潮堤の上などに避難できるようになっている。</p> <p>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東日本大震災クラス）が到達した場合、2 m以上の深さで浸水することが予想されており、防潮堤によるせり上がりで到達水位は約 10mとなり、防潮堤（7.5 m）を越流する。</p> <p>避難にあたっては、浸水が想定されない陸側内へ到達することが第一目標となるが、多重防御による津波防災・減災対策の考え方にに基づき、この陸側乗越部からさらに安全な高台に短時間で避難するハード整備が望まれるところである。</p> <p>よって、漁業従事者や養殖漁業の手伝い人、釣り客などの漁港利用者をはじめ、船河原方面から来る避難者が確実に安全な高台へと短時間で避難できるよう、陸側乗越部から高台へ避難通路（階段）を整備しようとするものである。</p> <p>なお、防潮堤の山付部は、がけ地となっており、避難通路を新設する。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>防災集団移転促進事業により住まい再建を果たした当地区において、漁港やその周辺は当該住民の重要な生業の場所である。災害時、その漁港等から安全かつ円滑に高台に避難できる施設整備を図ることは、当該住民を含む避難者が迅速かつ安全に避難を行うことにより、安全な街づくりに寄与するものであり、基幹事業の効果を促進することが認められる。</p> <p>【事業内容】</p> <p>階段工：L = 25m 手すり（両側） L = 50m 階段部分を含む避難場所 A = 214.2 m²</p> <p>【全体事業費】</p> <p>34,500 千円</p> <p>【経費の内訳】</p> <p><令和 2 年度></p> <table> <tr> <td>測量設計費</td> <td>9,999 千円</td> <td rowspan="3">} 今回申請分</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>1,951 千円</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>22,550 千円</td> </tr> </table>		測量設計費	9,999 千円	} 今回申請分	用地費	1,951 千円	工事費	22,550 千円
測量設計費	9,999 千円	} 今回申請分						
用地費	1,951 千円							
工事費	22,550 千円							

参考様式第 29 及び参考様式第 32 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D23 - 23 - 32
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	(仮称) 防災学習センター (津波伝承施設) 整備事業
全体事業費	64,035 千円
<p>【事業概要】</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い多重防災型まちづくりを推進するため、広く防災を学べる場として既存施設の改修により、(仮称) 防災学習センター (津波伝承施設) (以下、「(仮称) 防災学習館」という。) を整備することとし、市民や学識経験者等で構成する (仮称) 防災学習センター整備検討官民会議 (以下、「官民会議」という。) において、整備の方向性や機能のほか、当市の津波伝承や防災学習の在り方等について検討を行った。</p> <p>官民会議では、当市の津波伝承・防災学習は、単一のコア施設ではなく、市内各地区にある津波伝承施設や防災学習、防災活動等を連携・回遊させる防災学習ネットワークを形成するものとし、市の中心部にある大船渡市防災観光交流センター (おおふなぼーと) を総合案内に位置付け、市内にある施設等の紹介や団体客の誘致、関係者間の調整などを行うこととし、津波被害や避難生活の状況をはじめ、様々な災害の危険性や備えなど、市民や観光客等への防災学習を大船渡市全体で形成するものとしたところである。</p> <p>また、赤崎地区にある漁村センターを (仮称) 防災学習館として改修し、東日本大震災の津波による被災状況や経験、教訓等のほか、台風や大雨による洪水・土砂災害など、各種災害の脅威や備えなどについても、パネル展示を行い、語り部による経験や教訓の伝承等も行う、当市における総合的な防災学習の場とすることを官民会議において位置付けたところである。</p> <p>なお、(仮称) 防災学習館の改修内容が決定し、それに伴い (仮称) 防災学習館のネットワーク全体から求められる機能等の更なる整理や、館としての業務内容、運営などの活用方法についての検討も行う必要があることから、今年度も基本計画の策定業務を行うものである。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>本事業は、震災の記憶・教訓の風化を防ぐとともに、近年多発している大規模な自然災害に鑑み、市内全域を対象とし広く防災を学ぶ場として整備するものであり、赤崎地区のみならず、地区内外の交流を促進させ、もって防災集団移転促進事業による高台移転者について、地域づくりの推進を図ろうとするものである。</p> <p>【全体事業費】</p> <p>64,035 千円</p> <p>【経費の内訳】</p> <p><令和 2 年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 (今回申請分) 42,981 千円 ・ 基本計画策定費 (今回申請分) 7,018 千円 <p>今回申請分計 49,999 千円</p> <p><令和元年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画策定費 7,491 千円 ・ 調査・設計費 6,545 千円 <p>既配分計 14,036 千円</p>	